

International Trade Update



Newsletter

September 2026

International Trade Update September 2026

お問い合わせ先



板橋 加奈
パートナー
+81 3 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



長谷川 匠
カウンセラー
+81 3 6271 9707
takumi.hasegawa@bakermckenzie.com



藤原 総一郎
アソシエイト
+81 3 6271 9707
soichiro.fujiwara@bakermckenzie.com



高波 巧
アソシエイト
+81 3 6271 9453
taku.takanami@bakermckenzie.com

ベーカーマッケンジーの国際通商グループでは、グローバル制裁、輸出入管理及び投資規制に関する最新の法的動向をタイムリーにお届けする英語ブログを運営しています。本ブログでは、米国、欧州、英国によるロシアやイラン等への経済制裁をはじめ、オーストラリア、カナダ、日本等の各国の最新動向も幅広く取り上げており、各国オフィスの国際通商分野の専門家が執筆しています。

本ニュースレターでは、当該ブログに掲載された主要な通商関連記事のハイライトを厳選し、日本語サマリーとしてお届けします。グローバルにおける制裁・輸出入管理・投資規制の動向を、効率的かつ実務的に把握いただくための情報源としてご活用ください。

今月のハイライトは以下の5本となります。英語の原文は、各記事タイトルをクリックの上ご覧いただけます。

[米国：大統領、対ロシア・イラン制裁法案に署名し、新たな関税賦課権限が付与される](#)

トランプ大統領は、2026年9月18日、対ロシア・イラン制裁法案に署名し、同法が成立した。同法は、一部の対イラン制裁措置を延長する一方、その大部分は対ロシア制裁を対象としている。同法は、ロシア産エネルギー製品の主要購入国又は対ロシア制裁の回避を助長する国からの輸入品に関税を賦課する権限を、大統領に付与するものである。また、ロシアによるウクライナ侵攻を支援する者や、ロシア国内で特定の事業活動（特に金融分野における活動）を行う者に対する制裁の発動を認め、一定の場合にはその発動を義務付けている。対象者又は対象事業活動の一部は既に大統領令その他の権限に基づく制裁措置の対象とされていたが、同法は、これらの措置を法律上明文化することにより、将来的な制裁措置の緩和について立法措置を要する枠組みとしている。同法に基づく措置の大部分は、施行日から30日以内、すなわち2026年10月18日までに発動される。また、「義務的措置」と位置付けられた措置については、同法所定の要件を満たす事実関係が、事実認定及び法解釈を経て確認された場合、大統領は原則として制裁措置を発動しなければならない。ただし、米国の国益に資すると判断される場合には、当該措置の適用を免除する権限（waiver）が認められている。同法の具体的な運用及び執行については、今後の動向を注視する必要がある。



米国：OFAC、「Operation Economic Outcast」政策の下で対イラン追加制裁を発表

2026 年 8 月 24 日、OFAC は、「Operation Economic Outcast」と称する新たな対イラン制裁強化政策を開始した。OFAC は、同政策をイランに対する「economic D-Day」と表現し、従前の「Economic Fury」政策に続く措置と位置付けている。OFACによれば、同政策は、「最大のテロ支援国家であるイランのあらゆる資金源を遮断するための、継続的かつ組織的な取組の開始」を意味する。同政策に基づく措置には、(1) 大統領令 13902 号に基づく二次制裁の拡大、(2) イラン関連の 5 件の一般許可（General Licenses）の無期限停止、(3) 60 の団体、個人及び船舶の特別指定国民リスト（SDN リスト）への追加指定、並びに(4) ホルムズ海峡の通航に関する OFAC 通知の改訂が含まれる。

米国：基幹電力システムの安全確保に向け大統領令 14420 号を発令

2026 年 8 月 26 日、トランプ大統領は、「米国の基幹電力システムの安全確保のため国家非常事態を宣言する大統領令」（大統領令 14420 号）を発令した。同大統領令は、米国の基幹電力システム（Bulk-Power System）で使用される米国外製機器について、米国外の主体が脆弱性を生じさせたり、これの悪用を防止することを目的としている。同大統領令は、トランプ政権が 2020 年に発令した「米国の基幹電力システムの安全確保に関する大統領令」（大統領令 13920 号）を基礎とし、その内容を大幅に拡充するものである。同大統領令のファクトシートによれば、サイバーセキュリティ上又は運用上のリスクをもたらすおそれのある関連ソフトウェア及びデジタル機能も適用対象となる一方、地域の配電設備（local distribution of electric energy）は適用対象外とされている。

EU：欧州委員会、鉄鋼輸入に対する新たな貿易救済措置制度案を採択 – 2026 年 10 月 1 日から適用へ

2026 年 6 月 17 日、欧州委員会は、鉄鋼輸入に関する新たな貿易救済措置制度を EU 規則 2026/1384 として採択し、同規則は同月 25 日に施行された。同規則は、2019 年 1 月から適用されていた鉄鋼関連のセーフガード措置に代わるものである。また、同規則の特徴の一つである「melt and pour（溶解・鋳造）」要件は、2026 年 8 月 28 日に採択された EU 実施規則 2026/1963 により具体的な運用方法が定められ、透明性が向上した。同実施規則は、輸入者が「country of “melt and pour”（鉄鋼が溶解及び鋳造された国）」を証明するために提出すべき資料を定めている。

EU：欧州議会、新たな EU 関税法典（Union Customs Code）を採択 – 主な改正点とスケジュールの概要

2026 年 9 月 16 日、欧州議会は、EU における大規模な関税制度改革の一環として、Union Customs Code（新 EU 関税法典）を採択した。改革の主な目的は、EU 全域の税関手続及び要件を見直し、事業者（traders）の責任を拡大するとともに、信頼性の高い事業者に対して税関手続上の優遇措置を設けることにある。改革の一環として、事業者は、新たに導入される EU Customs Data Hub を通じて、EU 税関当局に対し、自社のサプライチェーン及び税関関連データへの従来よりも幅広いアクセスを認めることが求められる。これにより、当局は継続的にデータへアクセスし、税関法令の遵守状況をデータに基づいて管理できるようになる。また、事業者は、自社の税関法令の遵守体制等に関するデータへのアクセスを当局に認めることにより、よ



り広範な税関手続の簡素化措置及び優遇措置を利用できるようになる。他方、このようなデータアクセスを認めない事業者は、引き続き従来型の税関手続の対象となることに加え、より厳格な監督及び審査を受けることになる。